別表六の二 (二十四) 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6の2 第2項《認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した 場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合 に記載します。
 - なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規 定の適用を受ける場合(法第42条から第49条まで(圧縮 記帳)の規定により同項に規定する個別損金額を計算す る場合に限ります。)において、圧縮記帳による圧縮額 を積立金として積み立てる方法により経理したときに、 その積み立てた金額(積立限度超過額を除きます。)を 記載します。
- 3 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、認 定特定高度情報通信技術活用設備に該当することの詳 細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてで きるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」 の所要欄を記載し添付することとしてください。